

## 東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 30 年 12 月 7 日  
東京圏国家戦略特別区域会議

### 2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (3) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

（国家戦略特別区域法第 17 条に規定する国家戦略道路占用事業）

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用したイベントの開催時におけるカフェ、ベンチ等の設置等により、都心型 M I C E 及び都市観光の推進等を図る。

本事業に係る施設等の種類及び当該施設等を設ける道路の区域は、①～⑦の区域においては国家戦略特別区域法施行令第 24 条第 5 号の施設等、⑧の区域においては同条第 1 号及び第 5 号の施設等、⑨の区域においては同条第 3 号及び第 5 号の施設等とする。

（事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発などの措置を併せて講ずる。）

①～⑧は省略

#### ⑨ 歌舞伎町タウン・マネージメント

・特別区道 21-340、特別区道 21-210 の一部、特別区道 21-350 の一部（別添 9）

#### (10) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第 16 条の 6 に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業）

以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

① 東京都全域【平成 28 年 1 月より実施予定】

② 神奈川県全域【平成 30 年度中に実施】

(22) 名称：国家戦略特別区域小規模保育事業

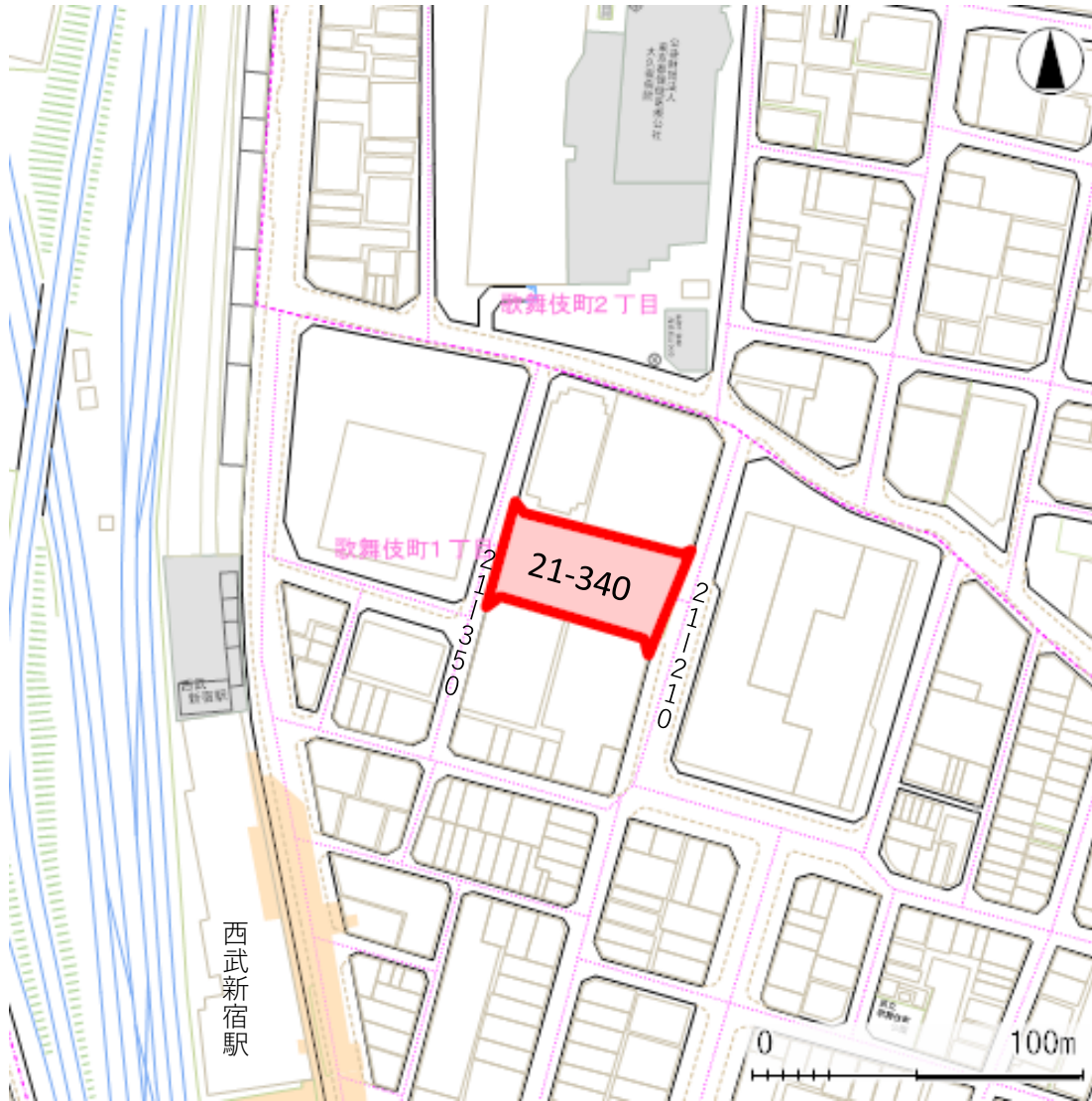
内容：児童福祉法等の特例

(国家戦略特別区域法第 12 条の 4 に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業)

保育の需要に応ずるため、千葉県成田市において、原則として 0 歳児から 2 歳児を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0 歳児から 5 歳児までの一貫した保育や、3 歳児から 5 歳児のみの保育等を行う。【平成 31 年度より実施】

# 国家戦略道路占用事業の適用区域

別添9



特別区道21-340

※特別区道21-210の一部を含む  
※特別区道21-350の一部を含む



・・・国家戦略道路占用事業を行う区域